

注文した覚えがない健康食品に関する電話には、ご注意を！！

～ 「代金引換で商品を送ると言われた」という相談が増えています！ ～

自宅に突然電話があり、「以前、注文を受けた健康食品の配送の手続きが整った。代金引換の配達なので在宅を確認したい。」といった内容の相談が高齢者を中心に増えています。まったく覚えがないと断っても、「注文を受けている。」と主張し、中には「代金を支払わないと裁判を起す。」と強硬な姿勢のケースも見受けられます。

事業者の連絡先に電話をしてみても、「現在使われておりません。」とつながらない場合や、承諾もしていないのに一方的に商品を送りつけ、代金を請求する事例もあります。こうした手口には、十分な注意が必要です。

相談事例

事例1 聞いたことのない事業者から、3カ月前に注文した健康食品を郵送するので代金引換で受け取るよう電話があった。注文など絶対にしていなかったため断ったところ、注文を受けてから作りだした商品なので解約返品は不可能だと言われた。(60歳代、女性)

事例2 自宅に頼んでいない健康食品の代金を請求する電話があった。2週間前に電話で注文を受けたというが、注文した覚えがない。金額も約3万円と高額である。注文をしていないと伝えたが、支払わないと裁判を起すと言われた。今の時点で、商品は届いていない。事業者の連絡先に電話をかけてみたが、「現在使われておりません。」とアナウンスが流れた。(60歳代、男性)

消費者へのアドバイス

● **身に覚えがなければ、きっぱりと断りましょう！**

このような電話があった場合、注文した覚えがなければ、まずは、「注文をしていません！」ときっぱりと断りましょう。

● **商品が届いてしまっても、受け取らないようにしましょう！**

承諾をしていなければ、契約は成立しているとは言えません。もし、商品が送り届けられても受取拒否し、後日、業者からの問い合わせ等があった場合に備えて、送り元の名称、住所、電話番号など事業者の情報をメモしておきましょう。 受け取ってしまった場合には、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

● **多くが高齢者の方からのご相談です！**

ご家族やホームヘルパーなど回りの方の注意が必要です。みんなで高齢者を見守りましょう。

● **怖い思いをしたときは警察に通報しましょう！**

万が一、事業者が来て、強引な態度にでるなど怖い思いをしたときには、警察に相談しましょう。

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155(相談専用電話)